

# 弘前藩日記目録 (九)

弘前藩政史研究会

八 延宝五年八月

六庚戌日 (天候なし)

1. 四日の石見守への使者、返状持参帰着  
し辛亥日 (天候なし)

1. 式日寄合

2. 十日振の種勘二人発足

3. 右の飛脚、比内よりの科人の口書及び佐竹石見の書

状持参

八壬子日 (天候なし)

1. 主馬の一岡尾法事の香奠報恩寺へ

2. 高木林兵江江戸へ発足

九癸丑日 (天候なし)

1. 主膳玄須御派廻見出發

2. 盗人目時詠五兵衛を青森へ送り、にせ銀同類長兵衛

を擄捕る。白状書庄兵衛より申来る

十甲寅日 (天候なし) (記事なし)

十一乙卯日 (天候なし) (記事なし)

十二丙辰日 (天候なし)

1. 式日寄合

2. 磯野堀の捕鳥法渡の融状を物頭、町奉行、島定奉行、

手廻、目番小頭へ

十三丁巳日 (天候なし)

1. 和徳町組頭後右内屋敷に未白の靈芝二本生える。  
垣外付くべき由注進あり、江戸へ申立てる

2. 主膳、吉村場左内御派所より帰着

3. 小嶋伝兵衛小祝源右内御派の鷹師すべて兩人の差

図をまもるべき旨申渡す

十四戊午日 (天候なし)

1. 疋田龜之助病氣中折々町はぐれ川口へ出ることに許可

2. 3. 文学院の召上らる者の目録

十五己未 (天候なし)

1. 恒例の諸御礼

2. 佐竹石見方飛脚到着へ先日の謝礼の答礼)

3. 杉野十右内宅にての稽古拍子の能狂言の外題

十六庚申日 (天候なし)

1. 佐竹石見の飛脚へ金子を与え返報

十七辛酉日 (天候なし)

1. 式日寄合

十八壬戌日 (天候なし)

1. 大久保出羽守、加賀守と改め老中仰付らるの風説申

来る

2. 出指の玄須置依右行門に蔵米十俵遣す  
十九癸亥日 (天候なし)

1. 津軽平十郎母の湯治頼許可

2. 之、相煩いの北村内記の久湯許可

廿甲子日 (天候なし)

1. 大直寺次郎市登城

廿一乙丑日 (天候なし)

1. 今、日江戸発足の飛脚到着。久昌院への重陽の時服到着

2. 今箱日平蔵への長袴召物小刀土佐守より殿様に進められ、別ち今度平蔵へ進めらる

3. 今朔日の晩より上野高敷院にて法事千部執行、平蔵

焼香首尾よく勤む

4. 今六日公方へ平蔵より精進解に肴献上

5. 赤平半助金三枚五人扶持にて召出さるの由

6. 上原春郎という針立金三枚五人扶持にて召出さるの由

(以上飛脚の申来る)

7. 熊鷹大小三十枚江戸御用に差登す。但し今七日の日付にて御蔵奉行へ内記手形を遣す

廿二丙寅日 (天候なし)

1. 式日寄合

2. 銀山清沢より尾太への尙龜所にて馬足叶わす、主膳

罷越すの節山乗物を使用す。以後山乗物使用を仰下す

3. 大直寺次郎市組秋本牛之助病氣養生中役銀差上上げたき願許可

廿三丁卯日 (天候なし)

1. 湊川村治頭九郎右内初鮭一尺を差上ぐ、別ち久昌院へ差上ぐ。祝儀銀十三文目を遣す

廿四戊辰日 (天候なし)

1. 久昌院へ重陽の小袖を進む

2. 五所河原村より初鮭一尺上る。久昌院へ上る

3. 主馬知行の御書出目銀上げ申し度き由長泉院申立てに付許可、知行物成当毎より蔵入を申付く

廿五己巳日 (天候なし) (記事なし)

廿六庚午日 (天候なし)

1. 陣成后刻内家村町派の中より出火、一軒焼失

廿七辛未日 (天候なし)

1. 式日寄合

廿八壬申日 (天候なし)

1. 恒例の諸御礼

2. 西浜赤石河より鮭一尺差上ぐ、久昌院へ上る、

廿九癸酉日 (天候なし)

1. 杉野十右内宅にての稽古拍子の外題

廿甲戌日 (天候なし)

1. 今十八日江戸発足の飛脚二人到着

2. 内々に田村謙太夫に仰付られ候白山に於ける米室誦

の儀、公儀首尾よく相済む由、右京より仰越す

3. 又保田市郎左内、同与力三上長右内塩硝の傷

火にて奉公延引の処、前々届相勤むべき由申渡す

5. 同須藤三右内へは逼塞申付く

6. 岡次助妹の縁組許可

7. 長内林を征取上にて斬罪申付く、検者冰遣

8. 江戸米相場は一両二石二斗四五沖、大豆同断、小判

両替五十九文目五六分六十五目までの由申来る

9. 松前殿御新造下向の由風聞あり、小泊・碓ヶ岡役人

に遺漏なきよう申渡す

10. 勘定場帳面入置く様表通り立つるよう作事方へ申渡す

11. 沼田三十郎病氣につき医者頼み申すべきかの由預人

鎌田空太夫より伺い、療治致さすよう申渡す。

延宝五年九月大

月番 盛岡 主膳

一こ多口 喝

1. 恒例の御礼

2. 八兵衛病氣本復登城

3. 又保田市郎左内奉公慮慮のところ本日奉公許可

二丙子日 喝

1. 式日奇合

2. 伊左内、御金拝借の諸士に暮まで上納させるよう

指示

3. 外次打出の分、去年返え被下之処、右の分当暮より

御蔵入に決まる

4. 和徳町の町人の家焼失

三丁五日 喝

1. 鑿ヶ沢の残米を払い出すよう命ず

2. 台所役人へ初鞋十五文目下さるべき由申渡す

町成算日 願 申酉刻雨

1. 材人の余議

2. 親方町塩分町残り寸焼失(待屋敷十軒、町屋八十五

軒)

3. 物頭、町奉行火焼に当る

4. 庄右内その他諸士登戒

5. 黒石より人足罷り越す

6. 唐牛甚右内役屋敷焼失

7. 江戸へ火事注進の飛脚出発

五己卯日 風雨

1. 寄合場へ主膳ら並に役人出座

2. 鶏焼した侍中へ米十俵貸与

3. 町年寄に米七俵完貸す

4. 町人に米五俵完貸す

5. 類焼者へ小屋掛の材木を貸渡す

6. 火防のためこわした町屋の復旧を命ず

7. 黒石よりの見舞に礼状

8. 9. 町中の夜廻りを当分勤めること

10. 油布押鹽の本屋敷拝借を許可

11 道具かつぎ人を依頼す

六庚辰日 風

1. 町年寄二人の屋敷へ小屋掛を（作事奉行に）命す

2. 鷹師を江戸へ登す

3. 類焼した諸士の小屋掛完成まで、勤番を差引申すべ

き出

4. 大蔵殿へ重陽の時限を進上

七辛巳日 陽風

1. 式日寄合

2. 文保町市郎左内与力の通塞を赦免

3. 飛騨二人江戸へ出発

八壬午日 風雨

1. 外浪検見役を命す

2. 親方町の火元を尙虚いなく會議するより命す

3. 二番御鷹を登す

4. 江戸より荷物到着

九癸未日 晴風

1. 重陽の御礼

十甲申日 晴

1. 松浦次左内江戸にて右筆役赦免、手廻組へ

十一乙酉日 晴

1. 文保田家老より火事見舞の手紙

十二丙戌日 雨

1. 式日寄合

2. お宮近所出火の節の用意としてはしご等準備

3. 文昌院への奉公者（今次郎兵衛）に対し歳米を支給

4. 藩士（小田桐文蔵）の屋敷望み通りに許す

5. 松井四郎兵衛奉公延引のところに赦免

6. 左門の仲門不届あり斬罪

7. 類焼の町人共へ十八貫目を蔵へ返着すべき由虚す

十三丁亥日 晴夜雨

1. 紫荷物今日差登す

2. 外記登城

十四戊子日 晴

1. 和徳町の出火者に対し入寺赦免

十五己丑日 晴

1. 恒例の御礼

2. 江戸よりの飛脚昨夜到着

3. 喜多村源八、知行五百石拝領の由

4. 御歩行組頭へ金子二両宛如慰下さる

5. 渡辺次太夫へ加増、江戸廻の兼物御免

十六庚寅日 晴（記事なし）

十七辛卯日 仰刻雨及日刻 晴

1. 式日寄合

2. 御蔵田地検見差越候者の誓詞

十八壬辰日 晴

1. 縁組の許可

十九癸巳日 晴

1. 外記登城

廿甲午日 陽

1. 寄合場へ入室

廿一乙未日 陰 (記事なし)

廿二丙申日 陰

1. 式日寄合

2. 大直寺次郎市登城

廿三丁酉日 陽

1. 江戸へ飛脚二人出発

2. 外記登城

廿四戊戌日 風雨

1. 江戸よりの飛脚到着

2. 寝焼の土中並野人屋作の儀、重而仰下される向、延

引仕るべき由

廿五己亥日 陰風 (記事なし)

廿六庚子日 陰 (記事なし)

廿七辛丑日 陰

1. 式日寄合

2. 寄合場入用の御茶の口切

3. 番士の歴敷申請を許可

廿八壬寅日 陽風 昨夜岩木山初雪

1. 恒例の御礼

2. 足輕十二人江戸へ登す

3. 御局十三年忌法事

廿九癸卯日 陽

1. 鳥屋出黄鷹三居道中搦登候由、御鷹師五人差添登す

廿甲辰日 寅刻大雨 陰

1. 鼓樂へ登った舟の上乗、昨晩下着

延宝五年十月小 月番 北村跡右江内

一甲日 (天候なし、以下同じ) (干支乙巳)

1. 恒例の御礼

二乙酉日 (干支丙午、以下十日全部往つてゐる)

1. 式日寄合

2. 十三の火付の子を籠舎

3. 属佐の札、青森懸ヶ沢へ宿継を以置す

4. 跡右江内に命ぜられた長匠んす出来

三丙戌日

1. 折々放火事件があるので容疑者をせんさくすべき旨

命す

2. 三年火付あり、誣人が出るように懸賞付の立札を出

す

四丁亥日 (記事なし)

五戊子日

1. 石渡御威番所の奉行を任命

六己丑日 (記事なし)

七庚寅日 式日寄合

八辛卯日 (記事なし)

九生辰日

1、在々御町にて自然家殺を禁止

2、漆実取として新地士らに罷出るように命す

十癸巳日

1、江戸よりの飛脚到着

2、去年箱日公方様より大鹽舞領

3、黄鷹一居去月二十三日上着、二十五日献上

4、遠城法輪寺の修葺のため奉加

十一甲午日 (記事なし)

十二乙未日

1、式日寄合

2、松前兵庫の初産黄鷹十七匹、青森へ着岸につき、人

十三丙申日

1、飛脚二人江戸へ

十四丁酉日 (記事なし)

十五戊戌日

1、恒例の諸御礼

2、九月四日の火事における諸士の活躍のことをくわし

く藩主に達した旨

十六己亥日

1、嵯峨法輪寺の奉加について申渡す

十七庚子日

1、式日寄合

2、本寺町の三太という者を追放

十八辛丑日

1、江戸よりの荷物下着

2、寄合場において稽古

十九壬寅日

1、文書院へ京柿二箱献上

2、玄蕃へ京柿五十入一箱下さる

3、素庵へ酒二樽など進ぜりる

4、献上品としての雑二百本を登す

廿癸卯日

1、唐牛与右江内江戸へ

2、庄兵征青森より参上

廿一甲辰日

1、式日寄合

2、八日江戸発足の飛脚到着

3、右京大夫への使者を任命

4、同人へ出す鷹につき小島伝兵征へ命す

5、同家老中への時服支度につき命す

6、夜馬を四五疋登すよう馬屋方に命す

7、久渡寺後住につき願の通り許可

8、唐牛甚右江内役屋敷前廉の通、不残申付くべく候

9、親方町札の辻に当分、立置くべき書付について

10、棟御門直具とらせ申すべき由

廿 中岡伝七の上家屋敷を小頭与右江内へ下される旨

廿三 丙午日 (記事なし)

廿四 丁未日 (記事なし)

廿五 戊申日 (記事なし)

廿六 己酉日

1. 江戸よりの飛脚到着

2. 弘前中徳絵図を親友町の火事の節江戸へ登した処、

今日下着

廿七 庚戌日

1. 式日寄合

2. 竹内吉左江内并分商存じ候大工を登すべき旨

3. 鷹を献上

4. 江戸へ馬五匹登す

廿八 辛亥日

1. 恒例の御礼

廿九 壬子日

(干支癸酉)

1. 銀山より銀入箱入納

2. 町奉行福士半太夫病死

運届五年十一月太 (日付干支正常に存る)

一 甲戌日 (天候記事なし、以下同じ)

一 恒例の諸御礼

2. 藩士の縁組許可

二 乙亥日

1. 式日寄合

2. 庄兵征青森より内分金を江戸へ差登す

3. 藩士の縁組許可

三 丙子日

1. 庄兵征青森へ

四 丁丑日

1. 佐竹右京大夫へ使者

右京大夫への口書書

2. 4. 右家老四人へ時服一重宛進上

5. 主馬殿の隣屋敷、御蔵の作事を命ず

6. 鯨ヶ沢御蔵役人を任命

五 戊寅日

1. 山中六左江内組中召連、野稽古

2. 外記登城

六 己卯日

1. 東廻材木船一艘、宮古沖で遭難の注進

七 庚辰日

1. 式日寄合

2. 大蔵殿持病おこり町医を派遣

3. 最勝院無任の時、物成銀の分残らす当寺へ渡すべ

き旨町奉行へ申渡す

4. 襖・障子張替え

5. 畳表床共本堂申付

6. 建築の材料について

了福士半太夫御町奉行相勤之中、申いし印判御目付田

山見届け火中

8、江戸より飛脚西刻下着

9、江戸の上様御機嫌能き旨

10、十月九日の夜水戸領損毛の竟

11、池台領先頭、大瀬浦の由

12、江戸御用木舟鉢子入の由

13、小入理兵征の區妻赦免

八月巳日

1、兼平牛之助へ番所勤番を命ず

2、養子願の許可

3、三御邸南御内の修補

九月午日

1、台所家具預りの着榎死

2、江戸より鷹師下着

3、文昌院へ茶ぶくる進上

4、奉庵へ茶ぶくる進上

5、馬盗人の一人、籠舎で傷寒を煩い死亡

十月未日

1、鷹八連差登す

2、文保田而部左任内の足輕野暮古

十一月半日

1、外渡よりの初纏之文書院へ

2、精頭助火の通止火見様詰め候足輕之差引く

十二月百日

1、式日寄会

十三日戌日

1、到人せんさくの為、寄合場へ主膳り出座

2、座寄町長三郎猿蓑村竟之巫二人、碇ヶ岡口追放

3、鷹西居差登す

4、小知行租頭ら江戸より下着

5、外記登城

十四日亥日

1、在庁及命院寺修葺の儀につき、町奉行へ飛脚利未

十五日子日

1、檀何の御礼

2、文保田への使者帰着

十六日丑日

1、文保田への使者、栗土判部左任内より詳細存報告あり

2、十一日申刻く保田発足につき、碇ヶ岡までの人馬仰

せつけらる

3、佐竹石見方へ時服をつかわさる

4、縁組の許可

5、軍用銀請取役人を命ず

〔文書・荒井晴明・蝦名廣一・小籠衷三・佐藤仁

宮崎直生〕